

# 兵庫県公報

平成22年10月19日 火曜日 第 2228 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	3
○ 同 上（同）	8
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	10
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	10
○ 軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	11
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（都市計画課）	11
○ 落札者等の公示（県立大学）	12
辞 令	
○ 池田 満ほか	12
警察本部公告	
○ 入札公告	12

## 告 示

### 兵庫県告示第1048号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成22年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 1 古市土地改良区

##### 退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	酒 井 利 孝	篠山市油井669番地
同	宮 本 博 章	同 市波賀野921番地
同	小 林 順 一	同 市真南条下245番地
同	赤 井 公 義	同 市草野169番地
同	松 本 敏 男	同 市油井233番地
同	中 本 薫	同 市当野584番地
同	小 山 忠 明	同 市矢代新8番地1
同	酒 井 彰 宏	同 市南矢代949番地1
同	本 莊 志 郎	同 市真南条中697番地
同	安 原 靖 宏	同 市栗栖野466番地
同	小 西 攝 治	三田市藍本577番地
監 事	酒 井 義 彦	篠山市南矢代476番地
同	森 口 國 明	同 市古森168番地
同	岸 本 捷之進	同 市真南条中1005番地

##### 就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	酒 井 利 孝	篠山市油井669番地

同	松 本 敏 男	同	市油井233番地
同	赤 井 和之助	同	市草野234番地
同	谷 田 文 之	同	市当野630番地
同	時 本 忠 夫	同	市波賀野761番地
同	三 崎 哲 也	同	市南矢代1059番地 1
同	小 山 忠 明	同	市矢代新 8 番地 1
同	安 原 靖 宏	同	市栗栖野466番地
同	松 尾 行 男	同	市真南条下830番地
同	本 多 雅 俊	同	市真南条中837番地
同	松 下 和 實	同	三田市藍本483番地
監 事	吉 本 正 博	同	篠山市油井468番地
同	時 本 幹 久	同	市波賀野754番地
同	圓 谷 守	同	市真南条下323番地 2

2 篠山川沿岸土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

酒 井 隆 明

和 田 善 久

畑 耕 作

奥 山 富 雄

寺 本 勲

波 部 充

後 藤 孝 幸

大 對 保 章

大 江 巖

辻 忠 昭

山 内 一 興

草 間 達

小 林 武 男

中 尾 勝

川 崎 計 弘

井 貝 守

稲 山 建 男

河 南 常 夫

川 口 良 弘

小 前 光 正

梶 村 清

西 嶋 德 治

荒 木 良 宏

飯 田 富美夫

小 林 孝

住 所

篠山市岩崎703番地

同 市八上内甲539番地

同 市火打岩744番地

同 市奥畑37番地 1

同 市野尻106番地

同 市井ノ上225番地

同 市八上上282番地

同 市東本荘29番地

同 市福住397番地

同 市川原205番地 1

同 市向井293番地

同 市草ノ上95番地

同 市川北新田714番地

同 市西木之部369番地

同 市下板井429番地

同 市倉本346番地

同 市東吹1453番地

同 市東古佐197番地

同 市北192番地

同 市宇土556番地

同 市糯ヶ坪99番地 5

同 市泉880番地

同 市草ノ上721番地

同 市垣屋79番地

同 市谷山641番地 1

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

氏 名

小 西 隆 紀

小 林 信 男

梶 村 清

和 田 善 久

畑 耕 作

石 橋 康 夫

細 見 常 男

住 所

篠山市魚屋町23番地

同 市和田386番地

同 市糯ヶ坪99番地 5

同 市八上内甲539番地

同 市火打岩744番地

同 市東沢田14番地

同 市熊谷128番地

同	森 本 光 昭	同	市東浜谷114番地
同	波 部 充	同	市井ノ上225番地
同	後 藤 孝 幸	同	市八上上282番地
同	大 對 保 章	同	市東本荘29番地
同	大 江 巖	同	市福住397番地
同	辻 忠 昭	同	市川原205番地 1
同	栗 野 勝 浩	同	市細工所156番地 1
同	栗 野 康 治	同	市小立261番地 3
同	小 林 武 男	同	市川北新田714番地
同	谷 口 功	同	市東木之部164番地
同	川 崎 計 弘	同	市下板井429番地
同	飯 田 富美夫	同	市垣屋79番地
同	長 澤 義 明	同	市大山下467番地 3
同	稲 山 建 男	同	市東吹1453番地
同	溝 端 了	同	市西吹343番地
同	川 口 良 弘	同	市北192番地
同	小 林 孝	同	市谷山641番地 1
監 事	中 尾 勝	同	市西木之部369番地
同	三 原 喜十郎	同	市佐倉81番地
同	中 西 源三郎	同	市泉858番地
同	辻 乙 夫	同	市草ノ上337番地
同	酒 井 康 夫	同	市岩崎459番地

兵庫県告示第1049号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成22年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区	同意成立年月日
姫路市加入区	平成22年10月 4 日

兵庫県告示第1050号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
日本ハム株式会社兵庫工場  
加古川市平岡町高畑451  
工場長 邊 見 裕 之
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
日本ハム株式会社兵庫工場  
加古川市平岡町高畑451

(3) 特定施設に関する事項

種 類	2号イ 原料処理施設 (No. 1)	2号イ 原料処理施設 (No. 2)			
能 力	2,500kg/時	1,000kg/時			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許 可 後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～21時 13時間	8時～18時 9時間			
使用時間の季節的変動の概要	な し	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2,400	4,200	2,400	4,200
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	800	1,400	800	1,400
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	150	300	150	300
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	80	150	80	150
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	40	100	40	100
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	220	400	220	400
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	5.5	6.7	1.7	2.5	

備考 既設特定施設を廃止または使用方法を変更するとともに、他工程で変更を行うため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2号イ 原料処理施設 (No. 3)		2号ロ 洗浄施設 (No. 1、2)		2号ロ 洗浄施設 (No. 3)		2号ロ 洗浄施設 (No. 4)	
500kg/時		7回/時/基		34台/時		240枚/時	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
8時～17時 3時間		7時～20時 13時間		同 左		8時～18時 7時間	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
5.8～12.7	5.8～12.7	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～12.7	5.8～12.7	5.8～8.6	5.8～8.6
250	250	250	1,300	250	1,300	500	1,800
100	100	100	1,000	100	1,000	30	70
70	70	70	150	70	150	60	100
30	30	30	70	30	70	20	50
10	10	10	20	10	20	5	10
50	50	50	100	50	100	10	20
0.4	0.4	8/2基	10.4/ 2基	8.5	11	8	14

2号口 洗浄施設 (No. 5)		2号口 洗浄施設 (No. 6)		2号口 洗浄施設 (No. 7)		2号口 洗浄施設 (No. 8)	
45台/時		26台/時		800本/時		80個/時	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
7時～19時 12時間		7時～18時 7時間		8時～17時 6時間		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
800	1,400	200	800	3.5未満	10	20	400
200	300	50	230	1	1	10	15
1,200	2,300	200	500	2未満	5	7	15
20	80	10	30	1.63	3	2	5
10	20	2	5	0.07未満	5	3	5
100	190	400	950	1未満	5	10	15
9	11	6	8.4	7.2	7.2	3	3

2号口 洗浄施設 (No. 9)		2号口 洗浄施設 (No. 10)		2号ハ 湯煮施設 (No. 1)		2号ハ 湯煮施設 (No. 2、3)	
3,000kg/時		1,500kg/時		3台/時		2台/時/基	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
7時～18時 11時間		7時～17時 9時間		8時～19時 11時間		8時～19時 11時間	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
300	800	300	800	15	20	15	20
90	300	90	300	10	15	10	15
50	200	50	200	5	15	5	15
5	60	5	60	2	5	2	5
2	10	2	10	2	5	2	5
10	50	10	50	15	30	15	30
7	10	0.5	0.5	4.88	6	4.88/基	6/基

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年10月19日から同年11月9日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び加古川市環境部環境政策課



兵庫県告示第1051号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年10月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友精化株式会社別府工場  
加古郡播磨町宮西346番地の1  
別府工場長 重田裕基
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友精化株式会社別府工場  
加古郡播磨町宮西346番地の1
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	46号口 ろ過施設 (No. 1)		46号口 ろ過施設 (No. 2)		
	通常	最大	通常	最大	
能 力	ろ過面積10m <sup>2</sup>		容量0.1m <sup>3</sup>		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後3週間		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	3~4	3~4	1~2	1~2
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2,000	2,000	300	400
	浮遊物質 (単位 mg/L)	1未満	1未満	10	20
	窒素含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
りん含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	1.8	2	0	1.8	

備考 既設特定施設を廃止するとともに他工程において節水対策を講ずるため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。



46号イ 水洗施設-1		46号イ 水洗施設-2	
容量 3 m <sup>3</sup>		同 左	
同 左		同 左	
着手後 1 箇月		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大
0.5	0.5	1	1
—	—	—	—
300,000	300,000	1,000,000	1,000,000
—	—	—	—
—	—	—	—
134,860	150,000	150,000	150,000
1.3	1.5	2.76	3.25

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年10月19日から同年11月9日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び加古郡播磨町健康安全グループ



兵庫県告示第1052号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年10月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 処分をした年月日

平成22年10月1日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 株式会社龍巳  
 主たる営業所の所在地 神崎郡福崎町馬田77番地  
 代表者の氏名 前田純成  
 許可番号 兵庫県知事許可（特-20）第460058号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し

（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

4 処分の原因となった事実

株式会社龍巳は、建設業法に違反したとして、平成22年9月8日、姫路簡易裁判所において罰金80万円の略式命令を受け、同月23日にその刑が確定している。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成22年10月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請受付年月日 平成22年9月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人阪神淡路大震災よろず相談室
- イ 代表者の氏名 牧 秀 一
- ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区住吉南町5丁目10番29号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、阪神淡路大震災で被災し、現在災害復興住宅に居住する高齢者に対する戸別訪問活動と「震災障害者」と言われる震災によって身体的障害を負われた人々に対して日中交流できる場と機会の提供に関する事業を行い、被災による長期的な心理社会的影響の実態を地域社会に対して啓発していくことで、高齢被災者と震災障害者が孤立することなく地域の人々とともに安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成22年9月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人野里まちづくりの会

- イ 代表者の氏名 瀬 澤 義 和
- ウ 主たる事務所の所在地 姫路市鍛冶町52番地3
- エ 定款に記載された目的

この法人は、姫路市民に対して、姫路域に隣接する野里地区の歴史的な町並みを活かした賑わいのあるまちづくりに関する事業を行い、個性に満ちた魅力あふれる野里のまちづくりに寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成22年9月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人絆. j p
- イ 代表者の氏名 田 中 エイ子
- ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市鹿塩1丁目4番16号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者（児）に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業等を行い、高齢者、障害者（児）の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成22年9月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人ほほえみの花
- イ 代表者の氏名 尾 上 豊 成
- ウ 主たる事務所の所在地 姫路市西中島410番地5
- エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参加促進に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。



**軽油引取税に係る免税証の無効公告**

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成22年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付 県民局	紛失 年月日
10,000 リットル 券	鉱物の 採石事 業	H11 27540651	平成23年 2月28日	1	神戸市西区福吉台2-10-1 中嶋石油 株式会社	神戸 県民局	平成22年 9月21日



**大規模小売店舗の廃止に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成22年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ジャスコ川西店  
所在地 川西市小花一丁目6番16号
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
11,115平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
平成22年9月28日
- 5 届出年月日  
平成22年9月27日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成22年10月19日

契約担当者  
兵庫県立大学事務局長 大原 義 弘

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
兵庫県立大学大学院新研究科教育用シミュレーション・可視化システム一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する者の名称及び所在地  
兵庫県立大学事務局 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3
- 3 落札者を決定した日  
平成22年9月29日
- 4 落札者の名称及び住所  
日本SGI株式会社 東京都渋谷区恵比寿4-20-3
- 5 落札金額  
280,980,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成22年8月10日

**辞 令**

平成22年9月30日付  
(企画県民部教育・情報局情報政策課長)  
池 田 満

辞職を承認する  
平成22年10月1日付  
(県立工業技術センター次長兼技術企画部長・技術活用課長)  
富 田 友 樹

県立工業技術センター技術企画部技術活用課長兼務を免ずる  
(企画県民部教育・情報局情報政策課副課長)  
境 照 司

企画県民部教育・情報局情報政策課長に補する

**警 察 本 部 公 告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。  
平成22年10月19日

契約担当者  
兵庫県警察本部長 坂 明

- 1 調達内容
  - (1) 件名及び数量  
兵庫県警察本部庁舎で使用するガス供給業務 予定ガス使用量1,710,000m<sup>3</sup>/年
  - (2) 購入物品等の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期間

平成23年4月1日（金）から平成28年3月31日（木）まで

(4) 納入場所

兵庫県警察本部庁舎

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の規定に基づき一般ガス事業者としての許可を得ている者又は同法第37条の7の2第1項の規定に基づきガス導管事業者としての届出を行っている者、又は同法第37条の9第1項の規定に基づき大口ガス事業者としての届出を行っている者であること。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 山内

電話 (078) 341-7441 内線 2257

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成22年10月19日（火）から同年11月2日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成22年11月29日（月）午前11時

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階 入札室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成22年11月26日（金）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成22年11月25日（木）午後1時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除とする。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、ガス事業法第3条の規定に基づき一般ガス事業者としての許可

を得ている者又は同法第37条の7の2第1項の規定に基づきガス導管事業者としての届出を行っている者、又は同法第37条の9第1項の規定に基づき大口ガス事業者としての届出を行っている者であることを証明する書類を平成22年11月2日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成23年4月1日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の件名の5年間の金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Akira Saka, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

Gas Hyogo Prefectural Police H.Q. Building

Estimated gas 1,710,000m<sup>3</sup>/year

(3) Delivery period:

From April 1, 2011 through March 31, 2016

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Police H.Q. Building

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 November 2, 2010

(6) Deadline for tender:

17:00 November 26, 2010 by mail;

11:00 November 29, 2010 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Yamauchi, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.  
5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510  
TEL (078) 341-7441 Ext 2257